

令和7年度岡山大学社会教育主事講習募集要項（資格付与講習）

岡 山 大 学

1. 目 的

本講習は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、社会教育主事となるべき者に、その職務を遂行するに必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 実施機関 岡山大学（文部科学省委託事業）

3. 開催期間 令和7年7月14日（月）～令和7年8月8日（金）

- ・ 7月14日（月）～7月21日（月）

オンライン（オンデマンド）による講習（各自の自宅等で受講）

※ 14（2）「② オンデマンド講習」も参照してください。

- ・ 7月22日（火）～7月29日（火）

オンライン（同時双方向：ライブ配信）による講習（各自の自宅等で受講）

※ 14（2）「③ オンライン講習（ライブ配信）」も参照してください。

- ・ 7月31日（木）～8月8日（金）

対面講習（岡山県生涯学習センターで実施）

4. 会場（対面講習）

令和7年7月31日（木）～8月8日（金）

岡山県生涯学習センター 岡山県岡山市北区伊島町三丁目1番1号

※会場には、公共交通機関を利用してご来場ください。

5. 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第3条の規定に基づき4科目8単位を開設します。

なお、本学の講習では講習科目の代替及び複数年度にわたる分割受講は認めません。

6. 受講定員 60名

7. 講習科目、単位数及び日程等

別表のとおり（詳細は受講決定通知と同時に通知します。）

8. 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者で、講習の全日程に出席が可能である者。ただし、中国地方及び兵庫県在住又は在勤の方を優先します。

- (1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者（注1）

- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注2）
- (4) 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者（注3）
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注4）

（注1） 旧大学令（大正7年勅令第388号）、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）の規程による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成所学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して62単位以上を取得した者とみなす。

（注2）

(1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1. 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2. 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5. 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
- 6. 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
- 7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が(1)の1から(1)の3に掲げる職に相当すると認めた職
- 8. その他文部科学大臣が(1)の1から(1)の7までに規定する職と同等以上と認めた職

(2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係るある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
6. 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
7. その他文部科学大臣が(2)の 1 から(2)の 6 までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注 3) 社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 3 に規定する職員をいい、同法第 5 条の 2 に規定する施設の当該職員を含む。）の職
2. 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
3. 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
4. その他文部科学大臣が(3)の 1 から(3)の 3 までに規定する者の職と同等以上と認めた職

(注 4) 社会教育主事講習等規程（昭和 26 年法文省令第 12 号）第 2 条第 5 号の規程に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

9. 受講申込みの方法

(1) 受講希望者は、下記の書類を整え、勤務地の都道府県教育委員会に提出してください。提出期限は教育委員会ごとに異なりますので、提出先の教育委員会にご確認ください。

① 受講申込書（様式 1）

② 受講資格を証明する書類

「卒業証明書又は修了証明書」、「教育職員普通免許状の写し」

③ 所属長の勤務証明書（様式 2）

(注) 「8. 受講資格」の(3)、(4)又は(5)の該当者のみ添付してください。

※「8 受講資格」の(注 2)～(注 4)に該当する「職名」、「職務内容」、「勤務年数」が明確にわかるよう記載すること。

④ 推薦状（様式 3）

所属自治体又は教育委員会から推薦状の交付を受けた者のみ提出してください。

※ 推薦状は、各自治体又は教育委員会において受講希望者が次の(a)又は(b)のいずれかに該当すると判断した場合に発行されます。

(a) 3 年以内に社会教育主事としての発令を予定している者

(b) 地域全体の社会教育の振興の中核を担う者（注 2）

注1 推薦状は、「都道府県又は市区町村の長」もしくは「都道府県教育委員会教育長又は市区町村教育委員会教育長」が発行したものに限りません。

注2 各自治体・教育委員会において、地域全体の社会教育の振興に資する者と判断した者に発行してください。なお、本学の講習では「公立学校の地域連携担当教職員又はこれに準じる校務分掌の者」は(b)に含むものとします。

注3 推薦状は受講者決定に係る視参考資料としますが、受講を確約するものではありません。

(2) 県教育委員会は、上記(1)の書類により必ず受講資格の有無を審査の上、申込一覧表1部を添えて5月29日(木)までに必着するよう下記へ提出してください。なお、申込一覧表は別途電子ファイルでも下記メールアドレスに提出してください。

〒700-8530 岡山市北区津島中三丁目1番1号

岡山大学教育学系教職支援グループ Email: hgg7598@adm.okayama-u.ac.jp

10. 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴取して決定します。なお、希望者多数の場合は、推薦状がある者を優先して決定します。

受講許可書は6月中旬～下旬頃に本人あて発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知します。

11. 事前説明会（岡山県教育委員会）の実施について

受講決定後の令和7年7月7日(月)19時から、受講に当たってのオリエンテーションをオンラインで行う予定ですので、必ずご出席ください。詳細は、受講決定後にお知らせいたします。

12. 受講者の集合日時及び場所（対面講習）

受講者は、対面講習の初日7月31日(木)9時40分までに岡山県生涯学習センター大研修室（情報・創作棟2階）に集合し、受講許可書を受付に提示してください。

13. 受講に要する費用

(1) 受講料は徴収しません。

(2) 受講に要する費用として、教材及び研修資料等費用 7,500 円を事前に銀行振込により納入いただきます。（テキスト費 4,950 円，研究集録費 2,550 円）（内訳は予定）。なお、教材及び研修資料等費用に関しての領収証は発行いたしません。

受講に要する費用の納入手続に関する詳細は、受講決定通知時に通知します。

なお、受講者本人に代わり所属教育委員会が受講に要する費用を納入する場合は、事前に本学にその旨を通知してください。詳細は、受講決定通知時の案内を参照してください。

(3) 講義によっては、追加でテキスト等の購入が必要な場合があります。

(4) 受講に伴う旅費、宿泊費は受講者の負担とします。

14. 受講に関する注意事項等

(1) 講習への出席について（重要）

本講習は、すべての受講者が全日程に出席できることを前提として実施します。本学においてやむを得ないと考える事由（下記）を除き、業務や私事都合を理由とした欠席はできません。必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。やむを得ない事由で欠席した場合であっても、単位修得のためには、各科目とも5分の4以上の出席時間が必要です。また、1コマ当たり20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなします。必ず事前に勤務先・ご家庭等において十分調整いただき、講習の全日程に参加できることを確認のうえ受講申込みを行ってください。

[やむを得ない事由]

1. 本人の病気又は怪我のため出席できない場合
2. 親族の看護や介護のため出席できない場合
3. 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合
4. 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。
5. その他、本学において受講者本人の責に帰さない事由と認められる場合

(2) インターネットを活用した講習について

① 全般的事項

- ・自宅や職場等、授業に専念できる環境で受講してください。自動車や公共交通機関等による移動中の受講は認めません。
- ・受講用の機器・通信費等は受講者において準備・負担するものとします。なお、データ通信量が膨大になることが想定されるため、通信量に制限のない安定したネットワーク環境で受講してください。タブレット端末での受講は推奨しません。長時間の接続が必要ですので、有線LANに接続したパソコンでの受講を推奨します。wi-fiを利用する場合は、長時間安定した接続が可能なものとしてください。
- ・連絡・資料送付等のために電子メールを用いることがありますので、受講申込書には常時使用しているメールアドレス（添付文書がパソコンで受信可能なもの）を記入してください。
- ・受講者によるライブ配信及びeラーニングの録音や録画、講義資料の転用や頒布は禁止します。また、受講者以外に視聴させる行為も禁止します。
- ・本講習で必要となるパソコンのスキル及びパソコンの要件等は、本要項の別紙（8ページ）でご確認ください。

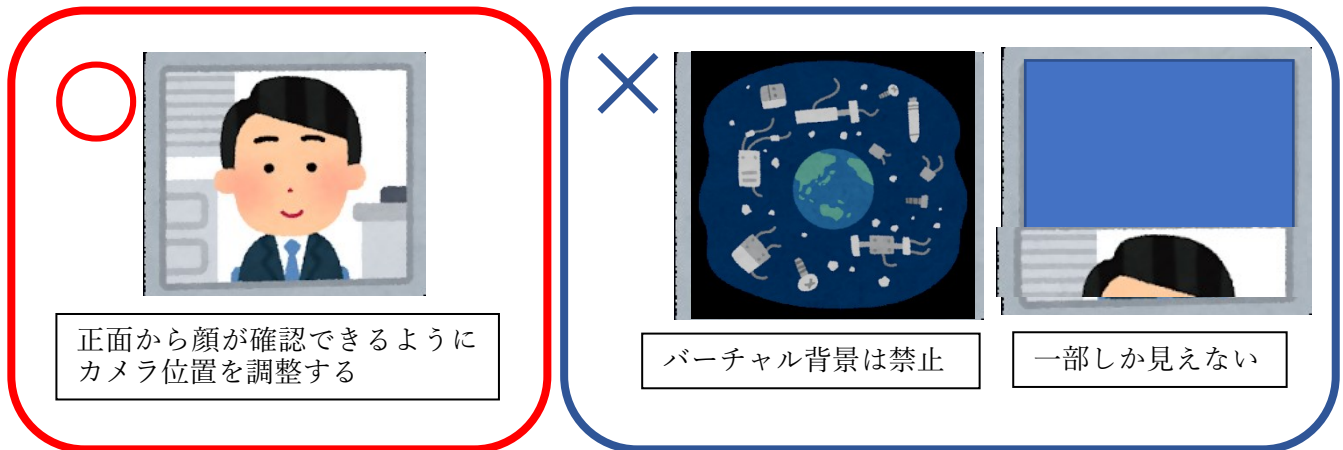
② オンデマンド講習

- ・一定の視聴可能期間（2週間）にすべての講義動画を視聴していただく必要があります。
- ・1つの講義時間は90分です。視聴には相応の時間・期間を要するため、計画的にすすめていただく必要があります。
- ・講義の後に、小テストに回答していただきます。小テストの回答及び合格基準に達していることが確認できない場合は、受講が認められません。

③ オンライン講習（ライブ配信）

- ・オンライン会議システム（zoom）を使用します。受講に必要なミーティングID、パスワードの通知方法その他詳細は、別途受講者にお知らせいたします。

- ・出席や講習内容の確認等のため、レコーディングを行います。
 - ・受講中にパソコンやインターネット環境の不具合があった際に、直ちに電話連絡が可能となるよう、携帯電話を手元に置いて受講してください。
 - ・画面に映る顔で出席の判断をします。顔が確認できるように、Zoom のビデオ（カメラ）をオンにし、位置も調整してください。顔が確認できない場合は、受講していないものとみなします。また、不正防止の観点からバーチャル背景は禁止とします。
- ※ 履修状況が適当でないときは、受講を中止していただく場合があります。



- ・上記に記載のない事項であっても、本講習実施の目的や趣旨に反する行為を行った場合は、履修状況が適当でない又は不正行為とみなします。

(3) 「社会教育演習」について

「社会教育演習」では、各受講者はノートパソコンを持参してください。

Microsoft Word/PowerPoint を使ってグループで作業を行いますので、最低限、Microsoft Word/PowerPoint の基本的な操作を行うことができるスキルが必要になります。

(4) 非常変災・感染症等への対応について

- ・講習期間中に台風等の非常変災が発生した場合は、休講や日程変更等の対応をとることがあります。また、災害や感染拡大等の状況により、やむをえず講習の実施方法を変更又は講習を中止する場合があります。なお、それらに伴う交通機関・宿泊場所等のキャンセル料等は、各受講者でご負担いただきますことをご了承願います。
- ・対面講習では、手洗い・手指消毒等の感染防止対策にご協力ください。

15. 修了の認定について

講習への出席とレポート等により運営委員会で審査の上、社会教育主事講習等規程第3条に定める単位（8単位）を修得した者に対し、同規程第8条の規定により修了証書を授与します。

16. 宿舎について 各自で準備してください。（本学では宿泊の斡旋は行いません。）

17. 会場までの交通手段について 原則、公共交通機関で来場してください。

18. 個人情報の取扱いについて

提出書類等に記載された氏名，住所，電話番号等の個人情報は，下記の目的に限り利用します。

- (1) 岡山大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において，受講者への連絡調整，履修認定及び受講者のフォローアップに必要と認める場合

19. その他 本講習に関する問い合わせ等は，以下に照会してください。

〒700-8530 岡山市北区津島中三丁目 1 番 1 号 岡山大学教育学系教職支援グループ

電話 (086)251-7588

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県教育庁生涯学習課

電話 (086)226-7597

本講習で必要となるパソコンスキル及びパソコンについて

(1) 本講習において必要なパソコンスキル

本講習では特別に高いパソコンスキルを求めるものではありませんが、次のようなスキルが最低限必要になります。

ア パソコンの基本操作

- ・ 基本的な文字入力ができること
- ・ 運営が用意するユーザIDとパスワードを入力してログインできること
- ・ 複数のソフトウェアを同時に起動し、マルチで操作ができること
- ・ ウィンドウの最小化・最大化ができること
- ・ データのダウンロード/アップロードができること
- ・ データの圧縮/解凍ができること

イ 次のOAソフトの基本的な操作

- ・ Microsoft Word/Excel/PowerPoint の操作ができること

ウ Zoom の操作

- ・ Webカメラ（内蔵又は外付け）の設置又はカメラのオンオフ操作
- ・ Zoom ミーティング（ライブ配信）に入退室できること
- ・ 名前を変更できること
- ・ ビデオ（カメラ）やミュート（音声）切り替えができること
- ・ メインルームとブレイクアウトルームへの入退室（行き来）ができること
- ・ 画面上で本人確認ができるように、カメラ位置等の調整ができること
- ・ チャット機能が使えること

(2) ハードウェア

次の要件を満たすパソコンが必要です。（注）Mac 及び Chromebook の使用は許可しません。

- ・ OS : Windows 10, Windows 11
- ・ Webカメラ・マイク : パソコン内蔵又は外付け
- ・ その他 : ヘッドセットの使用を推奨。パソコンに音声デバイス（スピーカー、イヤホンなど）が接続されていない場合は、ヘッドセットが必要です。

※ インターネットを活用したい講習では、データ通信量が膨大になることが想定されるため、通信量に制限のない安定したネットワーク環境で受講してください。有線LANに接続したパソコンでの受講を推奨します。wi-fi を利用する場合は、長時間安定した接続が可能なものとしてください。

(3) ソフトウェア

次に挙げるソフトウェアが必要になります。

- ・ ブラウザ : Microsoft Edge 又は Google Chrome
- ・ Zoom アプリ ※ 使用するパソコンに必ず Zoom Workplace (Zoom アプリ) をインストールし、常に最新版にバージョンアップしてください。
- ・ Microsoft Office (Word 2016 以上, Excel 2016 以上, PowerPoint 2016 以上)
- ・ Adobe Acrobat Reader
- ・ 圧縮・解凍ソフト
- ・ ウイルス対策ソフト

(別表) 講習科目、単位数及び日程等

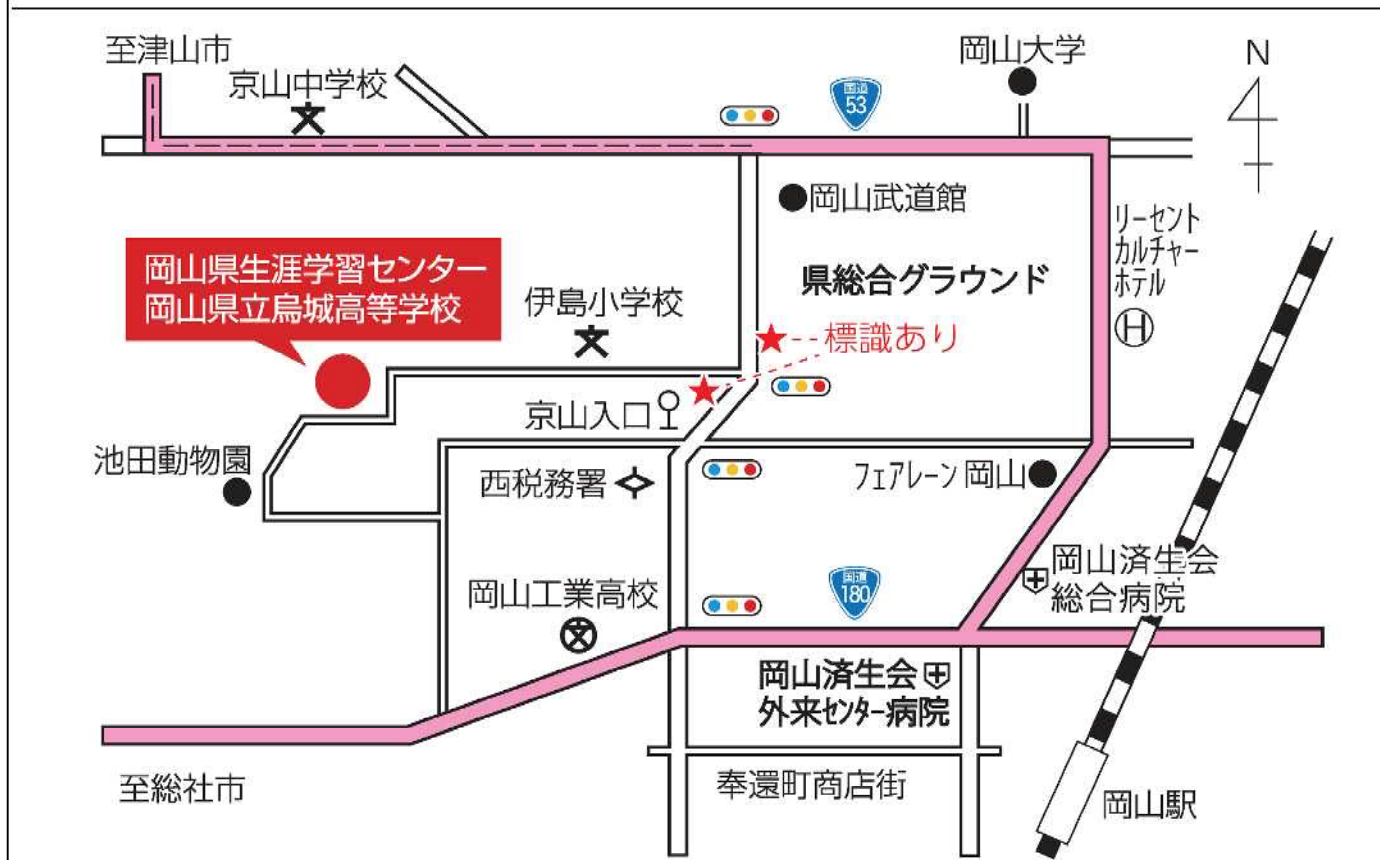
(予定は今後変更される場合があります)

科目名 (単位数)	日程	時間	内容・テーマ	配当 時間数	実施方法	担当講師予定者の職・氏名
生涯学習概論 (2単位)	7/14(月)～ 7/21(月) オンデマンド講習		社会教育の意義と特質	2	講義 (オンデマンド)	岡山大学教授 熊谷 慎之輔
			生涯学習・生涯教育の理論Ⅰ	2		
			生涯学習・生涯教育の理論Ⅱ	2		
			生涯学習社会と社会教育の新たな意味	2		
			社会教育の歴史的展開	2		岡山大学教授 梶井 一暁
			国の生涯学習施策と社会教育に関する法令	2		文部科学省総合教育政策局地域学習推進課担当官
			地方自治体における生涯学習・社会教育施策	2		岡山県教育庁生涯学習課副課長・佐野 俊貴
	7/22(火)	10:40-12:10	生涯学習社会と学校・家庭・地域Ⅰ	2	講義 (オンライン・ 同時双方向)	岡山大学教授・熊谷 慎之輔
		13:10-14:40	人権教育と生涯学習	2		岡山県教育庁人権教育・生徒指導課人権教育班 総括副参事・鳥山 順
		14:50-16:20	社会教育の施設と指導者	2		青山学院大学教授・山本 珠美
		16:30-18:00	生涯学習社会と学校・家庭・地域Ⅱ	2		岡山大学教授・熊谷 慎之輔
	7/23(水)	9:00-10:30	生涯学習・社会教育の国際的動向	2		岡山大学(教育学研究科附属ESD協働推進センター) 助教・柴川 弘子
		10:40-12:10	ESD・SDGsと生涯学習・社会教育	2		
		13:10-14:40	教育行政の動向と社会教育	2		岡山大学教授・高瀬 淳
		14:50-16:20	生涯学習振興・社会教育行政	2		
生涯学習支援論 (2単位)	7/28(月)	14:50-16:20	子育て支援と行政	2	講義 (オンライン・ 同時双方向)	勝央町役場健康福祉部参事補・三戸 祥恵
	7/29(火)	10:40-12:10	家庭教育の支援	2		下関市立大学准教授・天野 かおり
		14:50-16:20	特別な支援を要する人々の学習	2		神戸大学教授・津田 英二
	7/31(木)	10:00-11:30	学習者理解とカウンセリングマインド	2	講義 (対面)	岡山大学講師・伊住 継行
		11:40-13:10	子育て支援とNPO	2		NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん 代表理事・赤迫 康代
		14:10-15:40	学習支援の方法と形態	2		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官・志々田 まなみ
		15:50-17:20	参加型学習の実際	2	講義・演習 (対面)	
	8/1(金)	10:00-11:30	学習支援の原理	2	講義 (対面)	岡山大学教授・熊谷 慎之輔
		11:40-13:10	学習者の特性と学習支援:成人・高齢者	2		
		14:10-15:40	学習プログラム作成の基本的視点	2		
		15:50-17:20	学習プログラム作成の実際	2		
	8/3(日)	9:30-11:00	ワークショップデザイン①	2	講義・演習 (対面)	株式会社出島プランニング代表取締役・出島 誠之
		11:10-12:40	ワークショップデザイン②	2		
		13:25-14:55	ファシリテーション・スキル	2		
		15:05-16:35	プレゼンテーション・スキル	2		

科目名 (単位数)	日程	時間	内容・テーマ	配当 時間数	実施方法	担当講師予定者の職・氏名
社会教育経営論 (2単位)	7/23(水)	16:30-18:00	社会教育におけるコーディネートと社会教育主事・社会教育士	2	講義 (オンライン・同時双方向)	岡山市立西大寺公民館長・内田 光俊
	7/24(木)	9:00-10:30	地方創生・地域人材の育成と教育	2		大分大学教授・清國 祐二
		10:40-12:10	社会教育経営を学ぶ意義	2		
		13:10-14:40	社会教育経営の考え方	2		青山学院大学教授・山本 珠美
		14:50-16:20	コミュニティ・スクールと地域ネットワーク	2		岡山県教育庁生涯学習課 地域学校協働活動アドバイザー・安田 隆人 岡山大学教授・熊谷 慎之輔
	7/25(金)	9:00-10:30	社会教育を推進する地域ネットワーク	2		天理大学教授・佐々木 保孝
		10:40-12:10	社会教育における評価の意義と方法	2		
		13:10-14:40	社会教育行政の経営戦略	2		岡山大学教授・熊谷 慎之輔
		14:50-16:20	社会教育施設の経営戦略:図書館	2		津山市立図書館長・菊入 典子
		16:30-18:00	社会教育施設の経営戦略:公民館	2		岡山市立高島公民館 主任 社会教育主事 小槇 祐子 岡山市教育委員会生涯学習課 公民館振興室 副主査・社会教育主事・塩瀬 香織
	7/28(月)	9:00-10:30	地域活性化と社会教育	2		岡山大学准教授・高岡 敦史
		10:40-12:10	生涯スポーツと社会教育経営	2		岡山大学准教授・高岡 敦史
		13:10-14:40	社会教育とまちづくり	2		一般社団法人岡山県地域おこし協力隊ネットワーク 代表・藤井 裕也
	7/29(火)	9:00-10:30	学習課題の把握と広報戦略	2		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官・志々田 まなみ
		13:10-14:40	社会教育施設の経営戦略:博物館	2		岡山県立美術館主任学芸員・岡本 裕子
社会教育演習 (2単位)	8/2(土)	10:00-13:10	社会教育演習(グループ別学習)	4	演習 (対面)	岡山大学教授・熊谷 慎之輔 岡山県教育庁生涯学習課副課長・佐野 俊貴 岡山県教育庁生涯学習課総括副参事・畦田 真介 岡山教育事務所生涯学習課長・益富 由子 津山教育事務所生涯学習課 社会教育主事(副参事)・畹本 昭則 岡山県生涯学習センター 社会教育主事(副参事)・山本 正英 社会教育主事(主任)・福田 和仁 岡山市立公民館
		14:10-17:20	社会教育演習(実地研修)	4		
	8/5(火)	10:00-17:20	社会教育演習(グループ別学習)	8		
	8/6(水)	10:00-17:20	社会教育演習(グループ別学習)	8		
	8/7(木)	10:00-17:20	社会教育演習(グループ別学習)	8		
	8/8(金)	10:00-11:30	社会教育演習(グループ別学習)	2		
		11:40-15:40	社会教育演習(成果発表)	4		

対面講習会場（岡山県生涯学習センター）へのアクセス（7/31～8/8）

交通案内



●車利用

- ・ J R 岡山駅西口から約 5 分
- ・ 山陽自動車道岡山 I C から約 10 分（岡山市立伊島小学校前を西進し、つきあたり）

●バス利用

- ・ 岡電バス

JR 岡山駅西口から中央病院線京山入口下車徒歩 8 分（所要時間約 13 分）

岡電バス時刻表（岡電バス HP）

[https://okayama-](https://okayama-kido.co.jp/bus/jikoku.html)

[kido.co.jp/bus/jikoku.html](https://okayama-kido.co.jp/bus/jikoku.html)

●徒歩

- ・ J R 岡山駅西口から約 25 分（約 1.7km）

※津高・一宮方面から来所の際は、伊島北町（岡山武道館前）の交差点を南に進むことをおすすめします（下図赤い矢印）

